

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

青森県実行委員会第2回総会



公式マスコット「アップリート君」

日 時 令和 7年 5月 12日（月） 13時30分

会 場 八戸プラザホテル アーバンホール

次 第

1 会長あいさつ

2 報告事項

- 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー
競技会青森県実行委員会委員等の変更及び就任について P 1

3 議案審議

議案第 1 号

- 専決処分事項の承認について P 3

議案第 2 号

- 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー
競技会青森県実行委員会 令和 6 年度事業報告（案）について P 5

議案第 3 号

- 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー
競技会青森県実行委員会 令和 6 年度収支決算（案）について P 6

議案第 4 号

- 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー
競技会青森県実行委員会 令和 7 年度事業計画（案）について P 8

議案第 5 号

- 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー
競技会青森県実行委員会 令和 7 年度収支予算（案）について P 10

議案第 6 号

- 公益財団法人日本スポーツ協会との協議案件について
- (1) 実施要項（案） P 11
 - (2) 中央競技役員数及び同所要経費基準(案) P 53
 - (3) 大会役員編成基準（案） P 54
 - (4) スケート競技会役員編成基準（案） P 55
 - (5) アイスホッケー競技会役員編成基準（案） P 56

議案第 7 号

- 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー
競技会青森県実行委員会会則の一部改正（案）について P 57

報告事項

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会委員等の変更及び就任について

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会会則第8条第3項の規定により、令和6年7月5日から令和7年5月12日までの間における委員等の変更及び就任について、次のとおり報告する。

○変更分

(順不同・敬称略)

役職名	所属機関・団体名	新任者	前任者
顧問	衆議院議員	岡田 華子	木村 次郎
		佐原 若子	高橋 千鶴子
参与	青森県議会文教公安委員会 委員長	成田 陽光	木明 和人
委員	青森県健康医療福祉部医療薬務課 課長	後村 直希	齋藤 暢人
	青森県観光交流推進部観光政策課 課長	佐藤 宏	工藤 泰正
	青森県観光交流推進部誘客交流課 課長	小橋 弘子	佐藤 宏
	青森県教育庁 教育次長	坂上 佳苗	長内 修吾
	青森県教育庁スポーツ健康課 課長	高井 和紀	坂本 雄大
	青森県アイスホッケー連盟 副会長	坪 宏至	渡辺 学
	八戸市議会 副議長	山名 文世	日當 正男
	三沢市 副市長	佐々木 亮	米田 光一郎
	三沢市 市民生活部 部長	沼辺 慎也	田中 誠
	青森県三戸保健所 所長	立花 直樹	工藤 光
	青森県上北保健所 所長	鈴木 豊	三上 総一郎
	三沢警察署 署長	境澤 真人	藤田 亘
	八戸市中学校校長会 会長	佐々木 宏恵	伊崎 己治
	八戸市小学校校長会 会長	大館 秀光	三角 浩司
	(一財)三沢市自治振興公社 事務局長	篠田 浩一	山本 剛志

○新規就任分

(順不同・敬称略)

役職名	所属機関・団体名	新任者	備考
顧問	衆議院議員	升田 世喜男	※1
委員	青森県アイスホッケー連盟 副会長	山之内 彰	※2

※1 令和6年10月27日投開票の衆議院議員総選挙による。

※2 青森県アイスホッケー連盟副会長(=本実行委員会委員)が1名増となったことによる。

専決処分事項の承認について

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会会則第13条第1項の規定により次のとおり専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき報告するので承認願いたい。

1 暫定歳入歳出予算（詳細は次葉のとおり）

(1) 専決処分の内容

令和7年4月1日から総会開催までの期間の必要額について、令和6年度繰越金及び八戸市負担金の一部による暫定歳入歳出予算として令和7年3月31日付けで専決処分を行った。

(2) 歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	暫定予算額	備 考
1	実行委員会収入			8,543	
	1	実行委員会収入		8,543	
		1	補助金及び負担金	7,000	
			07 八戸市負担金	7,000	
		2	諸収入	1,543	
			02 前年度繰越金	1,543	前年度繰越金 1,543,745
歳 入 合 計				8,543	

(3) 歳出

(単位：千円)

款	項	目	暫定予算額	備 考
1	実行委員会費		8,543	
	1	企画総務費	8,543	
		1 委員会費	351	総会開催経費
		2 事務局費	8,192	ホームページ開発経費等
歳 出 合 計			8,543	

令和7年度暫定歳入歳出予算(内訳)

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	節	摘要	予算額	備考
1	実行委員会収入				8,543,000	
	1	実行委員会収入			8,543,000	
		1	補助金及び負担金		7,000,000	
			01 八戸市負担金		7,000,000	
		2	諸収入		1,543,000	
			02 前年度繰越金		1,543,000	前年度繰越金 1,543,745

【歳出】

(単位:円)

款	項	目	節	摘要	予算額	備考
1	実行委員会費				8,543,000	
	1	企画総務費			8,543,000	
		1	委員会費		351,000	
			13 使用料及び賃借料		351,000	
				01 借上料	351,000	第2回総会会場借上 296,450 第2回総会看板借上 53,900
		2	事務局費		8,192,000	
			10 需用費		247,000	
				01 消耗品費	200,000	会議開催関係事務用品その他 185,000 新聞購読料 2紙×3,600×2か月
				02 燃料費	40,000	ガソリン代 40,000
				03 食糧費	7,000	会議用お茶 @110×60本
			11 役務費		40,000	
				01 通信運搬費	30,000	第2回総会案内等切手代 30,000
				02 手数料	10,000	振込手数料 10,000
			12 委託料		7,890,000	
				01 委託料	7,890,000	競技成績処理システム付ホームページ開発・運用等業務 7,889,200
			13 使用料及び賃借料		15,000	
				04 複写機使用料	15,000	複写機使用料 15,000
合計					8,543,000	

議案第2号

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会 令和6年度事業報告（案）

年月日	事 項	場 所 等
6. 7 . 5	青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会組織会及び第1回総会を開催（出席者50名） 事業計画案、予算案及び実行委員会会則を承認 青森県実行委員会事務局企画総務部職員に委嘱状を交付	八戸パークホテル
9. 30	（公財）ミズノスポーツ振興財団へ助成申請書を提出	
11. 25	スケート競技部・アイスホッケー競技部委嘱状交付式 及び第1回事務局会議を開催	市庁内会議室
7. 1. 10	（独法）日本スポーツ振興センターへ助成申請書を提出 第79回国民スポーツ大会（おかやま国スポ）アイスホッケー競技組合せ抽選会視察	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
1. 12	第79回国民スポーツ大会（伊香保国スポ）スケート競技（スピード）組合せ抽選会視察	群馬県庁
1. 13	第79回国民スポーツ大会（おかやま国スポ）スケート競技（ショートトラック）組合せ抽選会視察	岡山県庁
1. 24	第79回国民スポーツ大会（伊香保国スポ）スケート競技会（スピード）視察（～1月29日）	群馬県渋川市
1. 26	第79回国民スポーツ大会（おかやま国スポ）スケート競技会（ショートトラック、フィギュア）・アイスホッケー競技会視察（～2月5日）	岡山市・倉敷市
3. 7	スポーツ庁へ補助金交付申請書を提出	
3. 13	（公財）ミズノスポーツ振興財団より助成決定通知受理	

議案第3号

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会 令和6年度収支決算（案）

歳入決算額	4,066,000円
歳出決算額	2,522,255円
差引残額	1,543,745円

※差引残額は全額を令和7年度予算に繰入

（歳入）

（単位：円）

款	項	目	節	予算額 A	決算額 B	差引増減額 A-B	備考
1	実行委員会収入			4,066,000	4,066,000	0	
	1	実行委員会収入		4,066,000	4,066,000	0	
		1	補助金及び負担金	4,066,000	4,066,000	0	
			7 八戸市負担金	4,066,000	4,066,000	0	
歳入合計				4,066,000	4,066,000	0	

（歳出）

（単位：円）

款	項	目	節	予算額 A	決算額 B	差引増減額 A-B	備考
1	実行委員会費			4,066,000	2,522,255	1,543,745	
	1	企画総務費		4,066,000	2,522,255	1,543,745	
		1	委員会費	393,000	363,033	29,967	総会開催経費
		2	事務局費	3,673,000	2,159,222	1,513,778	事務局運営経費
歳出合計				4,066,000	2,522,255	1,543,745	

監 査 報 告

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
青森県実行委員会会則第 17 条の規定に基づき、令和 6 年度の収支決算に関する証
拠書類及び関係諸帳簿について監査したところ、その内容が適正であったことを
認めます。

令和 7 年 5 月 / 日

監 事 八戸市スポーツ協会副会長

目澤 伸 一

監 事 一般財団法人 VISIT はちのへ専務理事

阿部 寿 一

議案第4号

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会 令和7年度事業計画（案）

時 期	事 項
4 月	各部打合せ会（～大会開催まで） 関係機関への協力依頼（～大会開催まで） 各種要項案（競技、宿泊、輸送交通、医療救護）の作成（～5月） 式典次第案の作成（～5月） ポスター配付、掲示依頼
5 月	大会役員・競技会役員編成基準案の作成 青森県実行委員会財務監査（5/1） 青森県実行委員会第2回総会（5/12） 式典部委嘱状交付式及び第1回会議（5/20） 報道委員会設立に関する事前協議（デーリー東北新聞社、東奥日報社）
6 月	第1回国スポ委員会案件提出（要項案等）（6/3）
7 月	第2回式典部会議
8 月	第1回报道機関来会調査
9 月	報道委員会設立に係る報道各社への委員推薦依頼 第3回式典部会議
10月	各都道府県スポーツ協会等へ大会実施要項送付 大会役員、競技会役員へ委嘱状交付・来会調査 報道委員会設立総会及び第1回报道委員会会議
11月	招待者へ案内状送付・来会調査 第2回报道機関来会調査
12月	第2回报道委員会会議 大会参加申込み受付開始 組合せ抽選会における日本スポーツ協会への役員派遣依頼
1 月	大会参加申込み締切 大会プログラム作成 組合せ抽選会（スピード、ショートトラック、アイスホッケー） 第3回报道委員会会議
大会前日 （1/30）	開始式総合リハーサル 公式練習開始 全国代表者会議・全国報道員会議（書面開催予定） 主催者連絡会議 監督・競技役員会議（ショートトラック、フィギュア） 組合せ抽選会（フィギュア）

競技会 (1/31) 2/8)	1日目 (1/31)	開始式、競技（フィギュア、ショート）、「友情の広場」開設
	2 〃 (2/1)	競技（フィギュア、ショート）
	3 〃 (2/2)	競技（フィギュア）
	4 〃 (2/3)	競技（フィギュア）、監督会議（アイスホッケー）
	5 〃 (2/4)	競技（アイスホッケー）、監督・競技役員会議（スピード）
	6 〃 (2/5)	競技（アイスホッケー、スピード）
	7 〃 (2/6)	競技（アイスホッケー、スピード）
	8 〃 (2/7)	競技（アイスホッケー、スピード）
	9 〃 (2/8)	競技（アイスホッケー、スピード）、表彰式（アイスホッケー、スピード）
2 月		関係機関へ大会終了報告
3 月		第4回国スポ委員会案件提出（大会終了報告） 報道委員会解散総会 青森県実行委員会財務監査 青森県実行委員会第3回総会（解散総会）

議案第5号

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会
令和7年度収支予算（案）

（歳 入）

（単位：千円）

款	項	目	節	予 算 額		備考
					うち暫定予算額	
1.	実行委員会収入			182,675	8,543	
	1.	実行委員会収入		182,675	8,543	
		1.	補助金及び負担金	181,132	7,000	
			1. 国庫補助金	14,066		文部科学省
			2. 日本スポーツ協会助成金	35,000		
			3. 日本スポーツ振興センター助成金	60,000		
			4. ミズノスポーツ振興財団助成金	2,000		
			5. 各競技団体負担金	6,000		日ス連3,000 日ア連3,000
			6. 青森県負担金	34,066		
			7. 八戸市負担金	30,000	7,000	
		2.	諸収入	1,543	1,543	
			2. 前年度繰越金	1,543	1,543	令和6年度より繰越
歳 入 合 計				182,675	8,543	

（歳 出）

（単位：千円）

款	項	目	節	予 算 額		備考
					うち暫定予算額	
1.	実行委員会費			182,675	8,543	
	1.	企画総務費		27,086	8,543	
		1.	委員会費	747	351	総会開催経費
		2.	事務局費	19,529	8,192	消耗品費等事務経費
		3.	報道広報費	6,810		報道委員会関連経費等
	2.	式典費		16,169		
		1.	式典費	16,169		開始式関連経費等
	3.	競技運営費		9,047		
		1.	競技運営費	9,047		競技役員謝礼等
	4.	宿泊輸送費		6,000		
		1.	宿泊費	6,000		競技役員宿泊費等
	5.	交付金		124,373		
		1.	八戸市実行委員会交付金	124,373		八戸市実行委員会交付金
歳 出 合 計				182,675	8,543	

議案第6号

公益財団法人日本スポーツ協会との協議案件

(1) 実施要項 (案)

1 競技会日程と会場一覧表

【正式競技：スケート、アイスホッケー】

会 場 地	式典・競技		日 程 (2026 年)								会 場 所 在 地	
			1 月	2 月								
			31 (土)	1 (日)	2 (月)	3 (火)	4 (水)	5 (木)	6 (金)	7 (土)		8 (日)
八 戸 市	開 始 式	午前 ○									八戸市公会堂 八戸市内丸一丁目 1-1	
	表 彰 式 (スケート)									午後 ○	Y Sアリーナ八戸 八戸市大字売市字興遊下 3	
	表 彰 式 (アイスホッケー)									午後 ○	調整中	
	ス キ ー ト	ス ピ ー ド						○	○	○	○	Y Sアリーナ八戸 八戸市大字売市字興遊下 3
三 沢 市	ケ ー ト	シ ョ ー ト ト ラ ッ ク	○	○							三沢アイスアリーナ 三沢市南山三丁目 1 1 6-5	
八 戸 市		フィギュア	○	○	○	午前 ○						FLAT HACHINOHE 八戸市大字尻内町字三条目 7-7
	アイスホッケー						○	○	○	○	○	テクノルアイスパーク八戸 八戸市新井田西四丁目 1-1
							○	○	○	○	○	FLAT HACHINOHE 八戸市大字尻内町字三条目 7-7
三 沢 市							○	○	○	○		三沢アイスアリーナ 三沢市南山三丁目 1 1 6-5

全国会議

全国代表者会議	書面開催	・会議資料を事前送付 ・質問は、メールで受け付け ・回答は、大会ホームページに掲載
全国報道員会議		

2 実施要項総則

開 催 の 趣 旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

青森県で開催する第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」は「翔ける未来へ縄文の風に乗って」をスローガンに掲げ、スポーツによる感動や交流の輪が広がるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加による青森県らしさあふれる大会を目指して開催する。

実 施 方 針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場

競 技 会 名	会 期	会場
スケート競技会	2026 年 1 月 31 日（土）～2 月 8 日（日） 9 日間	八戸市、三沢市
アイスホッケー競技会	2026 年 2 月 4 日（水）～2 月 8 日（日） 5 日間	

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。なお、参加資格については、「第 80 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2026年1月6日(火)】に1年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注]上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第78回又は第79回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第78回又は第79回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)
- e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者(別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)
- e 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者(別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の 1 年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア）都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

（イ）健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

（ウ）ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

（2）所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）勤務地

（ウ）ふるさと（別記 1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

（ウ）勤務地

（エ）別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学生の所在地

[注]「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2025 年 4 月 30 日以前から競技会終了時（2026 年 2 月 8 日）まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記 4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記 6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受

ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2007年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2007年4月2日から2010年4月1日に生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2025年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生(2010年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。

ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注]「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で各競技会の出場権を獲得しながら、各競技会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止

になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育・スポーツ協会会長(代表者)及び各競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第80回国民スポーツ大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2026年1月6日（火）とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項20ページ)にて届け出なければならない。なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局

[注]スケート競技(スピード、ショートトラック、フィギュア)参加者については、ア及びウに、アイスホッケー競技参加者については、イ及びウに提出するものとする。なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項20ページ)を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	4,000 円

上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	8,000 円
-------------------------------	---------

[注]地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2026 年 1 月 7 日 (水)

イ 納入先 みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県県実行委員会（以下「青森県実行委員会」という。）が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申込むものとする。

12 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 1 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記 (1) 及び (2) による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記 (1) 及び (2) による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記 (1) 及び (2) による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2027 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 ADカードの交付

都道府県選手団、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認めた者にはADカード（Accreditation Card）を交付する。

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付されたADカードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、青森県実行委員会、会場地市実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体(以下「国スポ関係機関・団体」という。)は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

(ア) 競技会プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果(記録)等

競技結果(記録)については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

(ア) 青森県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真(写真撮影企業等)

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する

承諾を得たものとして対応する。なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

この大会の予選として、次のとおり都道府県大会(ブロック大会)を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む。)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(1人あたり1,000円)を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

別記1【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別に出場する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③）に抵触しないものとする。
 - （1）この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - （2）本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - （3）転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2（1）の場合は転居元、下記2（2）の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2（1）の場合は転居先、下記2（2）の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - （1）転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - （2）転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現在所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注]本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容がJOCエリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を以下のとおり定める。

1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第24回オリンピック冬季競技大会(2022年・北京)に参加した者。

(2) 2025年10月31日時点で、以下のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注]強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2025年4月30日以前から競技会終了時(2026年2月8日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2025年4月30日以前から競技会終了時(2026年2月8日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③のとおりとする。

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

（1）特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から競技会終了時（2026年2月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

（2）避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第78回または第79回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

（ア）2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第79回大会に参加した者が、第80回大会に

において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

（３）避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2011 年度から 2012 年度（小学校は 2015 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

別記6【能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

（1）特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ①令和6年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ②災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

（2）避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1）被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第78回または第79回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - （1） - 1） - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ①令和6年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ②移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2）本項 1）を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移

動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

（3）避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

①卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

②災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2024 年度から 2025 年度（小学校は 2028 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代（変更）届」又は
「棄権届」のいずれかを
○で囲むこと

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1. 体調不良のため（症状：_____）
2. 怪我のため
3. その他（_____）

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ 氏 名		生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
連絡先 (TEL)※1		連絡先 (メール)※1			
所属区分※2		所属の所在地※3			
プログラム掲載用所属					
第78回大会 参加都道府県名		第79回大会 参加都道府県名		例外適用 ※4	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有の場合 登録番号等			
その他の必要事項(身長、体重、記録等)					
JSPQ 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資 格 名 登録番号	有効 期限	年 月		

※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2 第80回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別（ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと）

少年種別（ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地

エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地 ）

※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4 今回(第80回大会)と第79回大会(不出場の場合は特別大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

(1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと(成年) 4. 一家転住(少年) 5. JOC エリートアカデミー(少年)

6. 東日本大震災に係る特例措置 7. 能登半島地震に係る特例措置)

年 月 日

当該中央競技団体会長（代表者） 殿

第80回国民スポーツ大会冬季大会当該開催県実行委員会会長 殿

体育・スポーツ協会

会長（代表者）

協会・連盟

会長（代表者）

第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- （1）実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める方法により提出すること。
- （2）添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。
- （3）その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- （1）当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※1）は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）、当該開催県実行委員会（※3）宛に提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- （2）中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- （3）その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- （1）都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- （2）大会終了後2週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。

ア 中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）

イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

- ※1 都道府県選手団連絡責任者に関する情報は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。
- ※2 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。
- ※3 「1 交代（変更）届」と同様に「2 棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会に提出すること。

3 各競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔1〕スケート競技

1 期 日 2026年1月31日（土）から2月8日（日）まで（9日間）

実 施 競 技	競 技 期 間
ス ピ ー ド	2026年2月5日（木）～2月8日（日）まで（4日間）
ショートトラック	2026年1月31日（土）～2月1日（日）まで（2日間）
フ ィ ギ ュ ア	2026年1月31日（土）～2月3日（火）まで（4日間）

2 会 場

会 場 地	実 施 競 技	競 技 会 場
八 戸 市	ス ピ ー ド	YSアリーナ八戸
三 沢 市	ショートトラック	三沢アイスアリーナ
八 戸 市	フ ィ ギ ュ ア	FLAT HACHINOHE

3 種別、種目及び参加人員

（1）種別及び種目

ア スピード

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・2000m R
成 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R
少 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000m R
少 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R

イ ショートトラック

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・5000m R
成 年 女 子	500m・1000m・3000m R
少 年 男 子	500m・1000m
少 年 女 子	500m・1000m

ウ フィギュア

種 別	種 目
成 年 男 子	シ ョ ー ト プ ロ グ ラ ム フ リ ー ス ケ ー テ ィ ン グ
成 年 女 子	
少 年 男 子	
少 年 女 子	

(2) 参加人員

種別	監督	選手	都道府県数	小計	合計
成年男子	12 名以内	30 名以内	47	1 都道府県 66 名以内	858 名以内
成年女子					
少年男子		24 名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督 12 名、選手 54 名、計 66 名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。ただし、総計 858 名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。成年選手が監督を兼任する場合、種別・種目を跨ぐ兼任は認めない。また、専任監督の種別の兼任は認めるが、種目を跨ぐ兼任は認めない。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国民スポーツ大会で各種別の総合順位が 1 位から 16 位までの都道府県は各種別最大 8 名まで、17 位以下の都道府県は各種別最大 5 名までとする。ただし、国民スポーツ大会開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が 16 位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを 1 位 8 点、2 位 7 点、3 位 6 点、4 位 5 点、5 位 4 点、6 位 3 点、7 位 2 点、8 位 1 点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1 位 12 点、2 位 11 点、3 位 10 点、4 位 9 点、5 位 8 点、6 位 7 点、7 位 6 点、8 位 5 点、9 位 4 点、10 位 3 点、11 位 2 点、12 位 1 点とする。

(イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは 1 チーム 6 名以内とし、競技は 4 名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアル 3-6 国スポの組合せに関する取扱いについて（2）に定める事由に準ずる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 前年度の国民スポーツ大会で各種別の総合順位が 1 位から 8 位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記 8 位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ 8 位まで、計 16 の都道府県は、成年男女種別各 5 名以内、少年男女種別各 2 名以内とし、17 位以下の都道府県は各種別 1 名とし、国民スポーツ大会開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。前年度の国民スポーツ大会の各都道府県の種別順位が 8 位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは 1 チーム 5 名以内とし、競技は 4 名で行う。

16 位までの都道府県少年男女種別と 17 位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアル 4-7 国スポショートトラック競技の組合せに関する取扱いについて(2)に定める事由に準ずる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人数は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、aからcに該当する最大16チームである。

a 前年度国民スポーツ大会で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

b 第80回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

c 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

(イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

4 競技上の規定及び競技方法

(1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m標準シングルトラック (Cタイプ)」を使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

a 8名以内 (男女500m、男女1000m、男女1500m)

b 12名以内 (男子5000m、男子10000m、女子3000m)

(ウ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

(エ) 500mとリレー競技では、決勝A(1位～4位)及び決勝B(5位～8位)を行い、順位を決定する。

ただし、参加者(チーム)が6名(チーム)以内の場合は決勝のみとする。

(オ) 組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出は主催者発表の時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、主催者発表の時間前までとする。届出の時間は主催者が発表する。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m(1回)、1500m(1回)、3000m(2回)、5000m(4回)、10000m(8回)

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。

また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子 10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

カ 出場選手の安全装具の装着について、下記の通り定める。

(ア) レーシングスーツはカットレジスタンス素材（部分的含む）が望ましい

(イ) ASTM 基準のヘルメットの着用

(ウ) 革製又はカットレジスタンス素材の手袋の着用

(エ) シンガード（脛あて）の着用

(オ) ネックプロテクションの着用

(カ) アンクルプロテクションの着用

(キ) ブレードの両端は最小半径 10mm で丸くされていること

キ 補欠選手との変更または棄権する場合は、当該種目の開始 1 時間前までに、所定の様式に必要事項を記入の上、文書で届け出を行うものとする。

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は 4 名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの 1 位、2 位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低 15 分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は 3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 補欠選手との変更または棄権する場合は、当該種目の開始 1 時間前までに、所定の様式に必要事項を記入の上、文書で届け出を行うものとする。

カ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1 位から 8 位を決定する。

(3) フィギュア

ア 2025 年国際スケート連盟特別規程、技術規程に準ずる。採点は ISU ジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手 32 名以内によってショートプログラムを行い、上位 24 名によるフリースケーティングを行い、2 名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

[注]① 1 名では参加できない。

② 2 名申込みの場合でも 1 名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に 1 名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ 1 名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2025 年国際スケート連盟技術規程第 611 条に基づき、少年は I S U ジュニア課題、成年は I S U シニア課題とする。

フリースケーティングは、2025 年国際スケート連盟技術規程第 612 条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアの I S U 規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2 分 40 秒±10 秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子 4 分±10 秒、少年男子・少年女子 3 分 30 秒±10 秒とする。

ク 音楽は、CD を使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において 2026 年 1 月 6 日(火)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

登録手続き URL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/> なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内

公益財団法人 日本スケート連盟 E-mail : jstf@skatingjapan.or.jp

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5 に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ 1、公認スケートコーチ 2、公認スケートコーチ 3、公認スケートコーチ 4、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別で与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック：各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
		フィギュア：各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、第80回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表 彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の1位から8位までに賞状を授与する。ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア スピード

日 時 2026年1月11日(日) 15:00～

場 所 YSアリーナ八戸 大会議室

電 話 0178-43-9544

イ ショートトラック

日 時 2026年1月11日(日) 13:00～

場 所 YSアリーナ八戸 大会議室

電 話 0178-43-9544

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 2026年2月4日(水) 15:00～

場 所 八戸市スポーツ研修センター 第1会議室

電 話 0178-22-7181

イ ショートトラック

日 時 2026年1月30日(金) 14:00～

場 所 三沢市国際交流教育センター 2階 研修室1・2

電 話 0176-51-1255

ウ フィギュア

日 時 2026年1月30日(金) 14:00～

場 所 ユートリー 1階 多目的大ホールB

電 話 0178-27-2227

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 2026年2月4日(水) 17:00～

場 所 YSアリーナ八戸 大会議室

電 話 0178-43-9544

イ ショートトラック

日 時 2026年1月30日(金) 16:00～

場 所 三沢市国際交流教育センター 2階 研修室1・2

電 話 0176-51-1255

ウ フィギュア(レフェリー、テクニカル・コントローラー会議)

日 時 2026年1月30日(金) 13:00～

場 所 ユートリー 5階 会議室

電 話 0178-27-2227

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

〔2〕アイスホッケー競技

1 期 日 2026年2月4日(水)から2月8日(日)まで(5日間)

種 別	2月4日(水)	2月5日(木)	2月6日(金)	2月7日(土)	2月8日(日)
成年男子	1回戦	2回戦	準々決勝 順位戦	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦
少年男子	1回戦	準々決勝	順位戦	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦

2 会 場

会 場 地	競 技 会 場	住 所
八戸市	テクノルアイスパーク八戸	八戸市新井田西四丁目1-1
	FLAT HACHINOHE	八戸市大字尻内町字三條目7-7
三沢市	三沢アイスアリーナ	三沢市南山三丁目116-5

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県数	小 計	合 計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1位から8位までを決定する。
- (3) 5位から8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 試合前の練習は、試合開始 25 分前から 10 分間とし、競技時間は、1 試合を第 1、第 2、第 3 ピリオドの 3 回に分け、ピリオド間にインターバルを挟む。
各ピリオド正味 20 分とし、インターバルは 10 分とする。
- (5) 第 3 ピリオド終了時に同点の場合は、3 分間の休憩の後、5 分間のサドンデス方式による「3 on 3 方式」の延長ピリオドを行う。なお、決しない場合は、3 名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1 名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー 1 名を含め、16 名以内とする。なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0 対 15 で当該チームの敗戦とする。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は各都道府県スポーツ協会等の主催とし、ブロック大会は各ブロック内関係都道府県スポーツ協会等の共催、開催地連盟の主管とする。
- (3) ブロック大会の関係都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年	少年
北海道	北海道	1	1

東 北	岩手・宮城・秋田・山形・福島	3	1
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中 国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開催地	青森	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本年度シーズンアジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3又は公認アイスホッケーコーチ4の資格を有すること。

7 参加申込、交代

「2 実施要項総則」8に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本大会の参加申込は、監督1名、選手16名、予備登録選手9名以内とする。
- (2) 選手又は監督の交代届は、所定の様式により監督会議開始前までに提出するものとする。
- (3) 選手の交代は、予備登録選手に限り認める。
- (4) 監督は、特別な事情がある場合、大会期間中の交代を認める。ただし、交代者は6（3）に掲げる監督要件を有する者に限る。

8 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	競技得点
成年男子 少年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

9 表 彰

- (1) 総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (2) 総合成績1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の1位から8位までに賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

10 参加上の注意

- (1) 2026年1月6日（火）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局

E-mail:kokuspo@city.hachinohe.aomori.jp

- (2) 監督以外にベンチに入ることができるコーチは、ドクター資格又はトレーナ資格を有するコーチを含め6人以内とする。
- (3) J. I. H. F. 2021～2022 発第 312 号〔通知〕に基づき、プレイヤーは、ユニフォームにタイダウンストラップを備え付けること。
- (4) J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、1974年12月31日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外のマウスガードを着用すること。
- (5) 少年に参加するプレイヤーは、J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、適切な保護具を着用すること。
- (6) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。

11 諸会議

- (1) 組合せ抽選会

ア 日 時 2026年1月10日（土）14:00～

イ 場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

ウ 電 話 03-5843-0375（公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

- (2) 監督会議

ア 日 時 2026年2月3日（火）15:00～

イ 場 所 八戸市スポーツ研修センター 第1会議室

ウ 電 話 0178-22-7181

12 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式典次第

【第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開 始 式

期 日 2026 年 1 月 31 日（土）

場 所 SG GROUP ホールはちのへ（八戸市公会堂）

順	次 第	時 刻
1	開場	9 : 0 0
2	役員・選手団集合開始	9 : 0 0
3	役員・選手団着席完了	9 : 5 5
4	歓迎アトラクション	1 0 : 0 0
5	参加都道府県選手団紹介	1 0 : 2 0
6	開式通告	1 0 : 3 5
7	競技会開始宣言	1 0 : 3 6
8	国旗儀礼	1 0 : 3 9
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	1 0 : 4 1
10	大会会長トロフィー返還	1 0 : 4 3
11	日本スポーツ協会あいさつ	1 0 : 4 7
12	スポーツ庁あいさつ	1 0 : 5 0
13	中央競技団体あいさつ	1 0 : 5 3
14	歓迎のことば	1 0 : 5 6
15	選手代表宣誓	1 1 : 0 2
16	閉式通告	1 1 : 0 6
17	役員・選手団解散	1 1 : 0 7

【第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会】

表 彰 式

期 日 2026 年 2 月 8 日（日）

場 所 Y S アリーナ八戸

（八戸市長根屋内スケート場）

順	次 第	時 刻
1	開場	1 5 : 3 0
2	役員・選手団集合開始	1 5 : 3 0
3	役員・選手団着席完了	1 5 : 5 9
4	開式通告	1 6 : 0 0
5	成績発表	1 6 : 0 1
6	表彰状授与	1 6 : 0 9
7	大会会長トロフィー授与	1 6 : 2 5
8	中央競技団体あいさつ	1 6 : 2 8
9	会場地あいさつ	1 6 : 3 1
10	国旗儀礼	1 6 : 3 4
11	競技会終了宣言	1 6 : 3 6
12	閉式通告	1 6 : 3 7
13	役員・選手団解散	1 6 : 3 8

【第 80 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会】

表 彰 式

期 日 2026 年 2 月 8 日（日）

場 所 調整中

順	次 第	時 刻
1	開場	1 5 : 3 0
2	役員・選手団集合開始	1 5 : 3 0
3	役員・選手団着席完了	1 5 : 5 9
4	開式通告	1 6 : 0 0
5	成績発表	1 6 : 0 1
6	表彰状授与	1 6 : 0 4
7	大会会長トロフィー授与	1 6 : 1 7
8	中央競技団体あいさつ	1 6 : 1 9
9	会場地あいさつ	1 6 : 2 2
10	国旗儀礼	1 6 : 2 8
11	競技会終了宣言	1 6 : 3 0
12	閉式通告	1 6 : 3 2
13	役員・選手団解散	1 6 : 3 3

5 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会は、合同で第80回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3 m²（2畳）以上とする。

6 宿泊料金等

配宿対象者の宿泊料金等は次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金の範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	6,000円～18,000円※ ¹	4,200円～12,600円※ ²	通常のサービス・奉仕料 及び冷暖房料を含む。
	10%	6,600円～19,800円	4,620円～13,860円	

※¹ 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※² 素泊まりの料金は、1泊2食の料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は当日9時まで、朝食の場合は前日の18時まで申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	4,800円～14,400円	5,400円～16,200円
	10%	5,280円～15,840円	5,940円～17,820円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後に必要に応じて、配宿センターから各都道府県体育・スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

（注）荒天等による交通機関の不通で、宿舍への到着が困難な場合は、宿舍と協議して取消料を決定する。

イ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ アからウまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。
また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（9）宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和8（2026）年1月29日（木）15時から令和8（2026）年2月9日（月）10時までとする。

7 宿泊の申込み

（1）宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（仮称。以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

（2）選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第80回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

（3）インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員について、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。

- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっては、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、可能な限り青森県産の食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申し込むものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,100 円以内
	8 %	1,188 円以内

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指定された場所に保管するものとする。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

6 輸送交通要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「青森県実行委員会」という。）、及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「八戸市実行委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

（1）大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 開始式・表彰式の輸送

開始式、表彰式における大会参加者の輸送については、原則として計画輸送とし、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会場の輸送

競技会場における大会参加者の輸送については、原則として計画輸送とし、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。

オ 指定集合地の設定

開始式、表彰式及び競技会場他における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、バス等の乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

（2）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障がい者等に配慮して行う。

なお、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

（3）駐車場の確保等

各会場における駐車場については、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て、十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、開始式・表彰式会場における駐車場利用者は、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会

が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

また、各競技会場における駐車場利用者は、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

(4) その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 交通安全対策

青森県実行委員会及び八戸市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等とはもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、青森県実行委員会又は八戸市実行委員が別に定める。

7 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に関して、必要な事項を定める。

2 基本方針

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「青森県実行委員会」という。）、及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「八戸市実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 医療救護対策

（1）救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、事務職員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

（2）医薬品の配備、救急自動車等の手配

救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

（3）宿舎における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発症し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

- （1）医療救護業務の統括は、青森県実行委員会が担当する。
- （2）大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、青森県実行委員会及び八戸市実行委員会が連携して担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

8 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年 4月 1日制定

昭和45年 1月22日一部改定

昭和48年 7月10日一部改定

昭和54年 5月 9日一部改定

平成17年 6月16日一部改定

平成22年 3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年 4月 1日一部改定

令和 6年 1月 1日一部改定

9 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

（1）責任をもって保管する。

（2）破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

（3）優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

（4）公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	T E L
		F A X
公益財団法人 日本スポーツ協会 国スポ推進部 国スポ課	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人 日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375
		03-5843-0376
公益財団法人 青森県スポーツ協会	〒039-3505 青森県青森市大字宮田字高瀬22-2 新青森総合運動公園内	017-764-6675
		017-764-0556
一般財団法人 青森県スケート連盟	〒039-0815 青森県三戸郡南部町大字福田字あかね5-27 仁科恭典 方	0178-84-4014
		0178-84-4014
青森県アイスホッケー連盟	〒031-0814 青森県八戸市大字妙字間山27番地 小山田 方	0178-20-8285
		0178-20-8286
青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 八戸市実行委員会	〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市観光文化スポーツ部国スポ・障スポ推進室内	0178-43-9579
		0178-43-9375

(2) 中央競技役員数及び同所要経費基準(案)

1 中央競技役員数

競 技 区 分	人 数
1 スケート競技会	44
2 アイスホッケー競技会	26
計	70

2 所要経費支給基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から競技会場地最寄り駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。

イ 急行・特急料金及び航空運賃は、「八戸市職員等の旅費支給条例」に準ずる。

(2) 宿泊費及び諸費

区 分	支 給 額
宿 泊 費 (1泊2食)	青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会宿泊要項に定める宿泊料金×宿泊日数(競技役員業務従事日数+1日)
諸 費	2,200円×(宿泊日数+1日)

(注) 1 支給期間は、競技日数に1日を加えた日数を上限とする。

2 開始式日は、競技日数に含める。

3 入湯税及び宿泊税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税及び宿泊税を加算する。

(3) 大会役員編成基準(案)

団体名 役職名	公益財団法人 日本 スポーツ協会	文部科学省 スポーツ庁	青森県	公益財団法人 青森県 スポーツ協会	実施競技団体	各都道府県体 育(スポー ツ) 協会	公益財団法人 日本アンチ・ ドーピング機 構
名誉会長		大臣					
会 長	会長						
副 会 長	副会長 専務理事	スポーツ庁 長官	知事	会長			
顧 問	名誉会長 最高顧問 顧問 理事 監事 評議員	副大臣 大臣政務官 事務次官 文部科学審議 官 大臣官房長 スポーツ庁 次長	県選出衆・参 両議院議員 県議会議長 教育長 公安委員長 市長会会長 市議会議長会 会長 スポーツ推進 審議会会長		会長	会長	
参 与		スポーツ庁 審議官 スポーツ庁ス ポーツ統括官 スポーツ庁 政策課長 スポーツ庁 健康スポーツ 課長 スポーツ庁 参事官(地域 振興担当)	県議会議員 副知事 教育委員 会計管理者 関係部局長 警察本部長 実行委員会 常任委員	副会長			
委 員 長	国スポ委員長						
副委員長	事務局長	スポーツ庁 競技スポーツ 課長	実行委員会 事務局長				
総務委員	国スポ委員会 委員 事務局次長 国スポ担当部 長 国スポ担当課 長		実行委員会 事務局次長 競技式典課長 スポーツ健康 課長	専務理事			
委 員	国スポ競技運 営部会委員 事務局担当者	スポーツ庁 担当官	実行委員会事 務局各部長				事務局長

(4) スケート競技会役員編成基準(案)

団体名 役職名	八戸市 三沢市	公益財団法人 日本 スケート連盟	一般財団法人 青森県 スケート連盟	八戸市 スポーツ協会 三沢市 スポーツ協会	都道府県 競技団体 (開催県を除く)	公益財団法人 日本アンチ・ドー ピング機構
名誉会長	市長					
会 長		会長				
副 会 長	実行委員会 事務局長	副会長	会長	会長		
顧 問	議会議長 教育長	顧問			会長	
参 与	議会議員 教育委員 副市長 会計管理者 関係部長 実行委員会副会長		顧問 参与 副会長	顧問 副会長		
委 員 長		専務理事				
副委員長	実行委員会 事務局次長		理事長			
委 員	実行委員会 事務局各部長	理事	副理事長 理事 監事			事務局担当者

(5) アイスホッケー競技会役員編成基準(案)

団体名 役職名	八戸市 三沢市	公益財団法人 日本アイス ホッケー連盟	青森県アイス ホッケー連盟	八戸市 スポーツ協会 三沢市 スポーツ協会	都道府県 競技団体 (開催県を除く)	公益財団法人 日本アンチ・ドー ピング機構
名誉会長	市長					
会 長		会長				
副 会 長	実行委員会 事務局長	副会長	会長	会長		
顧 問	議会議長 教育長				会長	
参 与	議会議員 教育委員 副市長 会計管理者 関係部長 実行委員会副会長	役員の中で特に 必要と認めた者	名誉会長 顧問 参与 副会長	名誉顧問 顧問 副会長		
委 員 長		専務理事 常務理事				
副委員長	実行委員会 事務局次長		理事長			
委 員	実行委員会 事務局各部長	理事	副理事長 常任理事 監事			事務局担当者

議案第7号

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会会則の一部改正（案）

1. 改正理由

令和7年4月1日付け機構改革により、本実行委員会の担当部署名が「国民スポーツ大会準備室」から「国スポ・障スポ推進室」へ変更となったため。

2. 新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第14条（略） （事務所） 第15条 実行委員会の事務所を八戸市観光文化スポーツ部 <u>国民スポーツ大会準備室内</u> に置く。 第16条～第20条（略） 附 則 （略）	第1条～第14条（略） （事務所） 第15条 実行委員会の事務所を八戸市観光文化スポーツ部 <u>国スポ・障スポ推進室内</u> に置く。 第16条～第20条（略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>この会則は、令和7年5月12日から施行する。</u>

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
青森県実行委員会会則（改正案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）を開催するために必要な準備及び大会の運営に関する事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び関係競技団体並びにその他関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (2) 競技及び式典の企画運営に関すること。
- (3) 歓迎案内に関すること。
- (4) 広報及び報道に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) その他大会を開催するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び会場地市町村並びに関係機関の代表者及び役職員
- (2) スポーツ団体、競技団体及び関係団体の代表者及び役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催に関係のある者

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監 事 若干名

(役員の選任)

第6条 会長は、青森県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 大会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を召集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局及び事務所

（事務局）

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務所）

第15条 実行委員会の事務所を八戸市観光文化スポーツ部国スポ・障スポ推進室内に置く。

第6章 財務及び会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

（委任）

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（解散）

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、令和6年7月5日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和7年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和7年5月12日から施行する。